

平成 29 年 4 月吉日

お客様各位

株式会社福島銀行  
事務企画部長  
富山 浩明

積立定期預金の口座振替に関するお知らせ

拝啓 陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は福島銀行を御利用いただき心より御礼申し上げます。

さてこのたび、積立定期預金の口座振替の取扱いに関して、預金規定の記載と実際の取扱いが異なっていることが判明いたしました。お客様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。差異の内容は以下のとおりです。

1. 口座振替日（まとまるくんを含む積立定期預金）

預金規定の記載	振替日に行う
実際の取扱い	振替日に預金残高が不足しても振替日を含め 10 日間の間に残高を満たした場合は振替を行う ※積み立てを目的とした商品であるため

- ・対象期間：平成 10 年 5 月～平成 29 年 4 月
- ・規定修正箇所：自動おまとめ定期預金「まとまるくん」取扱規定 5.(3)  
積立定期預金規定 4.(2)

2. 残高が不足する場合の振替（まとまるくん）

預金規定の記載	貸越限度額までの範囲で振替を行う
実際の取扱い	引落預金口座の残高が貸越となる振替は行わない

- ・対象期間：平成 10 年 10 月～平成 29 年 4 月
- ・規定修正箇所：自動おまとめ定期預金「まとまるくん」取扱規定 6.(1)

つきましては、内容を修正した規定を送付いたしますので、内容をご確認のうえ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお本状は、積立定期預金の口座振替を契約しているお客様にお送りしておりますことをご了承ください。

今後同様のことが発生しないよう社員一同真摯に取り組み、再発防止に努めてまいりますので、変わらず福島銀行をご愛顧いただけるよう切にお願い申し上げます。

敬具

《同封書類》

1. 自動おまとめ定期預金「まとまるくん」取扱規定
2. 積立定期預金規定

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社福島銀行 事務企画部（担当：渡辺美樹）  
フリーダイヤル 0120-86-2940（受付時間 9：00～17：00）

## 自動おまとめ定期預金「まとまるくん」取扱規定

### 1. (定義)

(1) 自動おまとめ定期預金「まとまるくん」(以下「まとまるくん」といいます。)とは、下記のサービスをいいます。

① 第3条から第5条及び第7条に定める方法で自動おまとめ定期預金「まとまるくん」積立定期預金(以下「この預金」といいます。)に預入れられた定期預金(以下「個別預金」といいます。)を第8条に定める方法により、おまとめ日に自動的にとりまとめて合算し、次回おまとめ日を満期日とする一口の総合口座定期預金とします。

② 個別預金及び上記①により作成された総合口座定期預金、並びに、別途に預入れられた総合口座定期預金のうちとりまとめ対象に指定(以下「おまとめ登録」といいます。)された定期預金を、第8条に定める方法によりおまとめ日に合算して、次回おまとめ日を満期日とする一口の総合口座定期預金とします。

なお、おまとめ登録された総合口座定期預金のとりまとめサービスだけを利用することもできます。

(2) 前項のおまとめ日は、まとまるくんの申込みの際に指定された日を初回おまとめ日、初回おまとめ日からまとまるくんの申込みの際指定されたおまとめ期間を経過した応当日を第2回おまとめ日とし、第3回以降も同様とします。

### 2. (取扱対象定期預金)

この預金の対象となる定期預金は、自由金利型定期預金(M型)、及び自由金利型定期預金とします。

### 3. (預金の預入れ等)

(1) この預金への預入れは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。

(2) 預入れの単位は1回につき1万円以上とし、預入れの都度各々独立した定期預金とします。

(3) 現金、小切手その他の証券類により預入れる場合は、必ずこの通帳を持参してください。なお、口座振替の預入分については預入日以降通帳に記載します。

(4) この預金への2回目以降の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

### 4. (証券類の受入れ)

(1) この預金に小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記帳を取消し、たうえ本店で返却します。

### 5. (口座振替による預入れ)

(1) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

(2) この預金への口座振替による預入れは、毎月1回の預入れ、年2回の預入れ、及び毎月1回の預入と年2回の預入れを併用した預入れの3通りとします。

(3) 第1項の規定にかかわらず、振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日(休日の場合は翌営業日)を含み10日間(末日が休日の場合は、前営業日まで)の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。

### 6. (口座振替の中止等)

(1) 引落預金口座からこの預金への預入れの際、次のいずれかに該当する場合は、特に通知することなく、口座振替を行いません。

① 引落預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき。

② 振替によりこの預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。

(2) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、及び口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって届出てください。

### 7. (個別預金の期間、種類等)

(1) 新たに預入れられる個別預金は、預入日以降最初に到来するおまとめ日を満期日とします。

(2) 前項にかかわらず、預入日から預入日以降最初に到来するおまとめ日までの期間が、当該個別預金に対する当行所定の最低預入期間に満たない場合は、次回おまとめ日を満期日とします。ただし、この預金に預入れる自由金利型定期預金の最低預入期間は1か月とします。

(3) 第2項により、当該個別預金の預入期間が3年を超える場合、まず預入日から1年後の応当日を満期日とする定期預金を作成し、その満期日に次回おまとめ日を満期日とする定期預金に継続します。

(4) 新たに預入れられる個別預金の種類は、当行所定の基準により受入れ可能な定期預金のうち、預入日当日における当行所定の利率が最も高いものとします。ただし、この利率が同一の場合には、当行所定の方法により取扱います。また、個別預金の種類・期間により中間払利息を支払う場合、その中間払利息もこの預金に預入れるものとします。

### 8. (おまとめの方法)

(1) この預金のうち満期日が同一の個別預金は、その満期日つまりおまとめ日にその全ての元利金を自動的にとりまとめ、次回おまとめ日を満期日とする一口の総合口座定期預金に継続します。この場合、各預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要なものとして取扱います。

(2) 前項により預入れられた総合口座定期預金は、その満期日つまり次回おまとめ日に、同日を満期日とする全ての個別預金と合算し、前項に準じて自動的にとりまとめ、以後同様に取扱います。ただし、あらかじめ指定された総合口座定期預金の継続方法

が元金継続の場合、中間払利息または満期払利息は総合口座の普通預金に入金します。また、あらかじめ指定された総合口座定期預金の継続方法が元利継続で、中間払利息を中間利息定期預金とすることができない場合、その中間払利息は総合口座の普通預金に入金します。

(3) おまとめ後の定期預金の種類は、当行所定の基準により受入れ可能な定期預金のうち、おまとめ日当日における当行所定の利率が最も高いものとします。ただし、この利率が同一となる場合は、当行所定の方法により取扱います。

(4) おまとめ登録された総合口座定期預金（以下「おまとめ対象定期預金」といいます。）のおまとめの方法は次によります。

① おまとめ対象定期預金の満期日に、次回おまとめ日を満期日とする総合口座定期預金に継続します。

ただし、おまとめ対象定期預金の満期日から次回おまとめ日までの期間が、当行所定の最低預入期間に満たない場合は、次々回のおまとめ日を満期日とする総合口座定期預金に継続します。

② 次回おまとめ日（又は次々回おまとめ日）を満期日としたおまとめ対象定期預金は、おまとめ日に前3項に準じて取扱います。

## 9. (利息)

個別預金についての満期日前の解約、満期日解約、及び満期日以降の解約並びに書換継続等に関する利息計算については、それぞれの預金規定により取扱います。

## 10. (おまとめの停止)

(1) 個別預金について、おまとめ停止の申し出があった場合には、満期日以降に当該個別預金の元金及び利息を支払います。この場合、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(2) 総合口座定期預金について、おまとめ停止の申し出があった場合には、その満期日に前回と同一の期間の総合口座定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、当該総合口座定期預金の預入期間が1か月、3か月、6か月、1年、2年、又は3年以外の場合には、その満期日に自動継続を停止します。この場合、その預金は満期日以後に支払います。

## 11. (預金の解約)

この預金又は個別預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

## 12. (契約内容の変更)

まとまるくんの契約内容を変更する場合は、あらかじめ当行所定の書面によって当店に提出してください。

## 13. (契約の解除)

(1) まとまるくんは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によって当店に提出してください。

(2) まとまるくんの総合口座定期預金について自動継続を停止したとき、又は同預金を解約したときは、該当預金についてこの取扱いも同時に解約されたものとします。

## 14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項に関しては、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、及び総合口座取引規定により取扱います。

## 15. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

## 16. (印鑑照合等)

(1) この預金の届出の印鑑については、各定期預金の種類にかかわらず共通の届出印鑑として取扱います。

(2) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

(平成29年4月改定)

## 積立定期預金規定

### 1. 預入形態

積立定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、満期指定型の随時入金方式とします。

### 2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該預入れの記載を取消したうえ本店で返却します。

### 3. 預金の預入れ等

- (1) この預金は6か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、通帳記載の預入期限の1か月前まで自由に預入れができます。
- (2) この預金への預入れは1回につき100円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱いの期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。
- (3) この預金に預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、本店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

### 4. 口座振替による預入れ

- (1) この預金は、毎月1回口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は申込書セット契約引落口座（自動振替）欄に記載のとおりとします。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日（休日の場合は翌営業日）を含み10日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は特に通知することなく口座振替を行いません。
  - ① 引落預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき。（引落預金口座が総合口座で貸越限度内のときは除きます。）
  - ② 振替により、この預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (4) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、ならびに、口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって本店に届出てください。

### 5. 預入れ預金の種類、期間、継続の方法

- (1) 当初預入日から最終預入期限までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から受取指定日までの期間に応じ次により取扱います。
  - ① 預金名義人が「個人」の場合
    - ア. 受取指定日までの期間が1年未満の場合  
受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
    - イ. 受取指定日までの期間が1年以上3年以下の場合  
受取指定日を満期日とする期日指定定期預金とします。
    - ウ. 受取指定日までの期間が3年を超え3年3か月未満の場合  
最初の1年間は自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。
    - エ. 受取指定日までの期間が3年3か月以上5年以下の場合  
最初の3年間は期日指定定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記ア. またはイ. のいずれかの定期預金に継続します。
  - ② 預金名義が「法人」の場合
    - ア. 受取指定日までの期間が2年以下の場合  
受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
    - イ. 受取指定日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合  
最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続します。
    - ウ. 受取指定日までの期間が2年3か月以上4年以下の場合  
最初の2年間は自由金利型2年定期預金とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続します。
    - エ. 受取指定日までの期間が4年を超え5年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記イ. またはウ. の方法により取扱います。

- (2) 預金名義人が「個人」の場合、期日指定定期預金の満期日は預入れの日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対し、その1か月前までに通知を必要とします。この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないままその預金の預入日から3年後の応当日が到来した場合も含みます）は、満期日の変更はなかったものとします。

## 6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の期日指定定期預金利率、または当行所定の自由金利型預金（M型）利率によって計算します。
- (2) 期日指定定期預金として預入れられた預金については、次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
- ① 預入日（または継続日）から1年以上2年未満の期間・・・店頭掲示の「2年未満」利率
  - ② 預入日（または継続日）から2年以上の期間・・・店頭掲示の「2年以上」利率
- (3) 法人の場合で自由金利型2年定期預金（M型）として預入れられた預金については、預入日（または継続日）から1年後の応当日に当行所定の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を前記5.の方法により該当の自由金利型定期預金（M型）として預入れます。中間払利息を差引いた利息の残額（満期払利息）は、その預金の満期日に元金に組み込み、前記5.の方法により取扱います。
- (4) この預金の受取指定日以後の利息は、受取指定日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (5) 当行がやむをえないものと認めて受取指定日前に解約する場合および定期性預金共通規定第12条の規定により解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における当行所定の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

## 7. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。

## 8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、あるいは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) この通帳や印章を失った場合この預金の元利金の支払い、あるいは通帳の再発行は、当行所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めるときがあります。
- (3) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

## 9. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 10. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れをすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

## 11. 条項の適用

- (1) この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

(平成29年4月改定)